

令和5年度第10回

南国市農業委員会議事録

令和6年1月9日（火）

令和5年度第10回農業委員会議事録

日 時 令和6年1月9日（火） 午後3時～午後3時45分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題

- （1）農地法第3条の規定による許可申請の件
- （2）農地法第5条の規定による許可申請の件
- （3）南国市農用地利用集積計画の件
- （4）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について

議案外

- （1）農地法第3条の3の規定による届け出の件
- （2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- （3）使用貸借の合意解約通知の件
- （4）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
- （5）非農地証明願の件
- （6）農地法第5条第1項の規定による許可の取り消し願いの件
- （7）農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願いの件

出席者（農業委員 19名）

会長 瀧田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

1番 金田 善充

2番 山本 修平

4番 杉本 和繁

5番 高芝 澄生

6番 末政 隆一

7番 楠瀬 理枝

8番 武市 忠雄

11番 植野 永子

12番 松岡 清

13番 今井 まち

14番 窪田 理佳

15番 山本 桂

16番 平田 修三

17番 垣内 育男

18番 田岡 崇

19番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 0名）

出席者（農地利用最適化推進委員 14名）

1番 西本 良平

2番 齋藤 喜美子

5番 和泉 依

6番 門田 理博

7番 利岡 邦彦

8番 西岡 祐三

9番 武市 憲雄

10番 北原 章吾

11番 山北 泰司

12番 北村 一弘

13番 武内 俊暁

14番 中村 和雅

15番 岡田 廣志

16番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 3名）

3番 門田 俊一

4番 笥 和幸

17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 査 穂積 孝昌

議事録署名委員

16番 平田 修三

17番 垣内 育男

会長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和6年1月9日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数8件、申請受理面積、田 5,924.00 m²、畑 2,250.00 m²、計 8,174.00 m²。まず初めに受付番号95号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いいたします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書は6ページになります。受付番号95号です。譲受人は71歳。申請地は、里改田の田、985 m²で、贈与による所有権移転です。以前から申請地を依頼されて耕作しており、この度、譲渡人から贈与の話をうけ、規模拡大するため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、これまで同様に水稻やサニーレタスを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。95号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱います (田岡委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	議案書5ページに戻っていただきまして、受付番号88号です。譲受人は27歳。申請地は、久礼田の田畑、4筆で、計 2,296 m²、売買による所有権移転です。自宅建築予定地の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、耕うん機などを所有しています。農作業歴は2年10ヶ月で、祖母の農地を借りて耕作しています。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、サツマイモや里芋などを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。88号については以上です。 受付番号89号です。譲受人は44歳。申請地は、十市の畑2筆で、計 877 m²、売買による所有権移転です。譲受人は、自身が役員を務める法人にて、県外で農作業の経験があり、本市において規模拡大するために取得します。譲受人の経営農地はすべて管理されて

います。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は4年です。農作業には本人が従事します。取得後は、ニンニクを栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。89号については以上です。

受付番号90号です。譲受人は43歳。申請地は、物部の田、3筆で、計1,016㎡、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。自作地の近くで耕作に便利であるため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は草刈り機などを所有しており、その他必要な機械は、農家をしている実家から借ります。農作業には本人と夫と母が従事します。取得後はショウガを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。90号については以上です。

受付番号91号です。譲受人は50歳。申請地は、稲生の畑、3筆で、計211㎡、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。譲受人は、県外で農作業の経験があり、譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。本市においては今回が初めての農地取得になります。トラクターなどを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人と妻と子が従事します。取得後は、これまで同様、野菜や果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。91号については以上です。

受付番号92号です。譲受人は66歳。申請地は、岡豊町小竈の田2筆で、計1,729㎡、妻から夫への贈与による所有権移転です。申請地は、譲受人夫婦を含む6人の共有地になっており、今回、妻からその持分六分の一を贈与により取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。92号については以上です。

受付番号93号です。譲受人は70歳。申請地は、廿枝の田528㎡、交換による所有権移転です。自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有していないので、田植えや刈取りなどは作業委託をしており、農作業歴は3年です。農作業には本人と夫が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。93号については以上です。

受付番号94号です。譲受人は76歳。申請地は、廿枝の田532㎡、交換による所有権移転です。自作地の隣地で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は58年です。農作業には本人が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。94号については以

会長	上です。なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく申し上げます。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱います。続きまして議案第2号、まず初めに受付番号67号は補正対応が未完であるため審議保留とします。議案書は差し替え分をご覧ください。農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事へ送付してよろしいか審議をお願いします。令和6年1月9日、南国市農業委員会会長、濱田好典。申請受理件数2件。申請受理面積、田 1,550.07 m²、畑 3.40 m²、計 1,553.47 m²。受付番号66号は田岡委員が代理申請人となっておりますので、先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。
穂積主査	受付番号66号です。議案書8ページ。別紙位置図は2ページです。申請地は篠原の田 1,259 m²、賃借権の設定により、進入路、仮設事務所への一時転用です。借人は土木工事業を営む法人です。この度隣接する工事現場への進入路が狭く支障が生じることから申請に至っております。なお、その工事現場は、運送会社や工場等の用途で昨年10月31日付で転用許可を得ている土地で、委員会では7月の定例総会で審議しております。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地で原則転用許可のできない農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号に該当する一時転用であるため、例外的に立地基準を満たします。土地利用計画について、別紙3ページです。配置は図の通りです。進入は北側の市道から。造成計画については、最高1.6m嵩上げする計画です。整地計画は特になく土のまま利用。排水計画については前面自然浸透で、管轄の土地改良区より問題ない旨の意見書の提出があります。周囲の状況については、北側市道、南側及び東側は転用許可済みの土地、西側宅地のため、周辺営農に支障はないと判断しております。最後に他法令については、道路工事許可と道路占用許可の見込み有と確認しております。66号は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、許可相当であるとの意見書を付け高知県知事に送付してよ

会長 穂積主査	ろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい、そのように取り扱いをいたします。 （田岡委員 入室） 事務局、残りの案件の説明をお願いします。
	受付番号 68 号を説明します。別紙位置図は 4 ページをお願いします。申請地は岡豊町笠ノ川の田及び畑の 294.4 m²、使用貸借権の設定により個人住宅への転用です。申請地の選定理由については、近くに住む親族との相互扶助のためです。農地区分は、10ha 以上の集団農地に属するため第 1 種農地に該当し原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外の集落接続に該当するため、例外的に立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙 5 ページです。配置は図の通りです。造成計画については切土最大 82cm、盛土最大 28cm、整地計画はコンクリート舗装及び碎石敷き。進入は南側市道から。排水計画については、雑排水は浄化槽を經由し南側水路に放流、雨水は集水枥を經由し南側水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周囲の状況については、東側宅地、西側宅地、南側市道、北側市道であり、周辺農地に悪影響なしと確認しております。他法令について占用許可を手続き中で許可見込み有と確認、開発許可は分家住宅の要件で見込み有と確認しております。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでしたら、許可相当であるとの意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第 3 号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和 6 年 1 月 9 日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに受付番号 177 号は高芝委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により高芝退室をお願いします。 （高芝委員 退室） 事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案書 14 ページ、177 号を説明します。借人は、73 歳。申請地は、久礼田の田 3 筆、5 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、10a あたり約 11,000 円を振込するといふものです。説明は以上です。

会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (高芝委員 入室) 続きまして、受付番号１８０号から１８４号は鈴木副会長の案件ですので先に審議を行います。鈴木副会長退室をお願いします。 (鈴木副会長 退室) 事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案書１６ページ、１８０号から１８４号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、５５歳。申請地は、東崎の田３１筆で、１０年の使用貸借権を設定して、水稲と野菜を作るというものです。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (鈴木副会長 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	議案書は１０ページに戻っていただきまして１６９号、１７０号、１７１号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、１６９号が大埞の田２筆、１７０号が稲生の田畑１１筆、１７１号が稲生の田１筆です。いずれも５年の貸貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり５,０００円を振込するというものです。 議案書１２ページ、１７２号と１７３号も借人が同じため、まとめて説明します。借人は、３８歳。申請地は立田の３筆で、５年の貸貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１７２号が１０ａあたり１０,０００円、１７３号が１０ａあたり約１３,０００円を振込するというものです。 １７４号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、立田の田、２筆で、５年の貸貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり５,０００円を振込するというものです。

175号です。借人は、47歳。申請地は、東崎の田2筆で、10年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、筆ごとに10aあたり40,000円ないしは10,000円を振込するというものです。議案書14ページ、176号です。借人は、75歳。申請地は、東崎の田3筆で、10年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり約9,895円を振込するというものです。

178号と179号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、75歳。申請地は、東崎の田4筆で、10年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。議案書19ページをお願いします。

185号です。借人は、79歳。申請地は、東崎の田で、10年の使用貸借権を設定して、野菜を作るというものです。

186号です。借人は、75歳。申請地は、国分の田で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。

次に、議案書21ページの187号から192号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、能間地区で進められている国営圃場整備事業地内の農地になります。事業担当課である当市農地整備課に確認したところ、申請地は令和6年3月末に工事完了予定で、4月から利用を開始できるとのことでした。換地処分を終え、登記完了するのは令和8年度の予定で、それまでの所在、地番については、このような土地の表示になるということです。備考欄にはそれぞれの従前地の地番を記載しております。期間は33年の賃貸借権を設定し、ピーマンを作るということです。1年目はハウス建設、2年目以降から営農開始する予定であるため、賃料は1年目が10aあたり10,000円、2年目以降が10aあたり80,000円を振込するというものです。

議案書24ページです。193号と194号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、71歳。申請地は、稲生の田3筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを、193号は物納、194号は相当の金額を振込するというものです。

195号と196号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、23歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の田9筆で、2年の賃貸借権を設定して、ネギを作るというものです。賃料は195号が6筆で35,000円、196号が3筆で8,000円を、現金で支払うというものです。議案書26ページになります。197号です。借人は、49歳。申請地は、稲生の田2筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米60kgを物納するというものです。

198号と199号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、75歳。申請地は、岡豊町吉田の10筆で、10年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

第6年2月8日

会 長

濱田 好典

議事録署名委員

平田 修三

議事録署名委員

垣内 育男